

**うるま市地域ふれあい支援業務委託者
公募型プロポーザル実施要領**

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名

うるま市地域ふれあい支援業務

イ 業務内容

別紙「うるま市地域ふれあい支援業務委託仕様書」

ウ 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 契約上限金額 10,705,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は企画提案の上限であり、契約金額ではない。

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書（案）	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	うるま市地域ふれあい支援業務委託公募型プロポーザル実施要領	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3	質問書
9	様式4	質問回答書
10	様式5	応募申請書
11	様式6	法人概要書
12	様式7	企画提案書
13	様式8	実施体制
14	様式9	参考見積書
15	様式10	結果通知書
16	別記1	参加資格審査申請に準じた書類一覧表
17		暴力団排除に関する誓約書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加申込書受付期間	令和8年1月27日（火）から令和8年2月9日（月）午後5時15分まで
質問書受付期間	令和8年1月27日（火）から令和8年2月3日（火）午後5時15分まで
市HPへ回答の公表	令和8年2月6日（金）
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年2月13日（金）午後5時以降
企画提案書等提出期間	令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）午後5時15分まで
一次審査結果通知	令和8年3月4日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月10日（火）※予定
結果通知日	令和8年3月16日（月）※予定
契約締結	令和8年3月下旬頃※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号
うるま市福祉部福祉政策課
電話 098-989-0203 FAX 098-989-1312
メールアドレス fukusiseisaku@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

うるま市地域ふれあい支援業務を公・中立な立場で効率的に運営することができる法人であって、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格審査申請に準じた書類（別記1）を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- (3) 業務委託契約時において、業務に必要とする人員体制を満たしていること。
- (4) 県内に主たる事務所を置く法人であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴

力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和8年2月9日(月)午後5時15分(必着)

イ 提出先 うるま市福祉部福祉政策課 担当:仲間

ウ 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とする。)

エ 提出書類

(ア) 参加意向申出書(様式1)

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

・別記1(参加資格審査申請に準じた書類一覧表)のとおり

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 参加意向申出者全てに対して電子メールで通知

イ 日 時 令和8年2月13日(金)

ウ その他 電話連絡等はしない。

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質問のある場合は、次により質問書(様式3)の提出をすること。質問に対する回答は、市ホームページで公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和8年2月3日(火)午後5時15分まで(必着)

イ 提出先 うるま市福祉部福祉政策課 担当:仲間

ウ 提出方法 電子メール(着信確認を行うこと。)

エ 回答及び方法 令和8年2月6日(火)市HPへ回答を公表する。

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなく

ったとき

イ 第1章4（1）エ及び第2章2（2）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書等の提出

（1）提出物

- ア 公募型プロポーザル応募申請書【様式5】
- イ 法人概要書【様式6】
- ウ 企画提案書【様式7】
- エ 実施体制【様式8】資格証の添付（写し）
- オ 参考見積書【様式9】

（2）提出部数 8部（正本1部、副本7部）

（3）提出先 うるま市福祉部福祉政策課 担当：仲間

（4）提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時15分まで

（5）提出方法 持参

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

（1）提案は、簡潔に記述すること。

（2）文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- （1）プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- （2）虚偽の記載をした提案。
- （3）第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- （4）プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。ただし、プレゼンテーションを行わない場合は該当しない。
- （5）参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

4 企画提案書等の取扱い

（1）企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

（2）提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

（3）提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

（4）企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

- (1) 審査の実施
 - ア 第1次審査（書面審査）
 - (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
 - (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の2者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
 - (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年3月4日（水）までに、書面にて通知する。
 - イ 第2次審査（プレゼンテーション）
 - (ア) 実施日 令和8年3月10日（火）（予定）
※ 詳細については対象者に別途連絡する。
 - (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。
 - (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
 - (エ) プrezentationへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。
 - ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年3月16日（月）までに通知する。
- (5) 令和8年度うるま市地域ふれあい支援業務に係る年度開始前の事業執行に関して以下の条件を付すこととする。

本業務に係る契約準備行為は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがある。

※令和8年4月1日以前に支出した事業経費については事業者負担とする。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1章4（1）エ及び第2章2（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。